

イタリアにおける少数言語保護法制

政治議会課憲法室 山岡 規雄

【目次】

はじめに

I 1999年法の制定まで

- 1 憲法第6条の制定
- 2 欧州における少数言語の保護

II 1999年法の制定

- 1 保護対象言語の拡大
- 2 保護対象領域
- 3 保護の措置

III 1999年法をめぐる論点

おわりに

翻訳：イタリア共和国憲法

1999年12月15日の法律第482号「歴史的言語的少数派の保護に関する規範」

2001年5月2日の共和国大統領令第345号「歴史的言語的少数派の保護に関する規範について定める1999年12月15日の法律第482号の実施に関する命令」

はじめに

本号に訳出した1999年12月15日の法律第482号「歴史的言語的少数派の保護に関する規範」(以下「1999年法」という。)及び同法の実施細則である2001年5月2日の共和国大統領令第345号は、イタリア国内における少数言語を保護することを目的とした法令である。

イタリアにおける少数言語の分布状況は、下記のとおりである。

北イタリアの国境付近では、フランス語、フランス-プロヴァンス語、フリウリ語、ラディン語、オック語のロマンス系の諸語とドイツ系言語(特にトレント特別自治県及びボルツァーノ特別自治県)、スロヴェニア系言語(トリエステ近辺)の非ロマンス系の諸語が話されている。このうち、フランス-プロヴァンス語とオック語については、南イタリアの一部でも話されている。

サルデーニャ島では、サルデーニャ語と14世紀のカタルーニャからの植民に由来し、カタルーニャ語が話されている。

南イタリアでは、15世紀以来アルバニアから移住してきた住民によりアルバニア系の言語が話されている地域が点在しているほか、過去の植民に由来し、ギリシャ系、クロアチア系の諸言語が話されている地域がある。

その他、集中した定住地域を有しない少数派の言語としては、ロマニー語を挙げることができる⁽¹⁾。

I 1999年法の制定まで

1 憲法第6条の制定

イタリア共和国憲法の第6条は、歴史的言語的少数派の保護を規定しているが、当初の案では、この規定は、州に関する章に位置づけられていた⁽²⁾。しかし、その後の憲法制定議会における議論の結果、少数言語の保護は、憲法の基本原則中の規定とするのが適当であるとの判断

(1) 菅田茂昭「言語生活・地域言語・少数言語」馬場康雄・奥島孝康編『イタリアの社会—遅れて来た「豊かな社会」の実像』早稲田大学出版部, 1999, pp.110-113.

(2) 最初に少数言語の保護を提案したトリスタノ・コディニョーラ(Tristano Codignola)の案では、「①共和国は、憲法の範囲内において、国の領域に存在する民族的及び言語的少数派の十全かつ自由な発展を保障する。②州の自治体は、いかなる形式においても、憲法により認められた市民の基本的権利を制限すること若しくは修正すること又は憲法に抵触する規範を制定することはできない。」と規定されていた。

から、憲法の冒頭を構成する基本原則（第1条―第12条）中の1条として、現在の第6条となった。

2 欧州における少数言語の保護

欧州では、1980年代以降、少数言語の保護に関する取組みが活発化した。1981年、欧州議会は「地域語・地域文化の共同体憲章及び民族的少数派の権利の憲章に関する決議」（アルフェ（Arfé）報告決議）を採択した。ただし、これは法的拘束力を有するものではなかった。1990年代になると、欧州評議会（Council of Europe）が2つの重要な条約を採択した。すなわち、1992年に採択した「地域語又は少数言語に関する欧州憲章」と1995年に採択した「欧州民族的少数派保護枠組条約」である。

後者は、言語的少数派を支援するための主要な原則と欧州の機関による各国の施策の監視を定めているが、具体的な行動計画は示していない。一方、前者は、教育、メディア、裁判、行政などの公的領域において、歴史的な地域語又は少数言語の使用を促進することを取り決めている⁽³⁾。

イタリアは、1995年の条約については、1997年に批准しているが、1992年の憲章については、現在のところ批准していない。

II 1999年法の制定

1 保護対象言語の拡大

現行憲法が制定された1947年以前においても、第二次世界大戦の直後に制定された1946年11月8日の暫定国家元首立法命令第528号がボルツァーノ県におけるドイツ系言語の使用者に

ついて、1946年11月11日の暫定国家元首立法命令第365号がヴァッレ・ダオスタ県におけるフランス語の使用者について、連合軍による諸指令が、トリエステ及びゴリツィア県におけるスロヴェニア系言語の使用者について、それぞれ保護の措置を講じることを命じていた。

このように3つの言語については、憲法制定前から保護措置がとられていたが、その他の言語については、憲法第6条の規定にもかかわらず、長い間それを具体化する全国レベルの立法はなされなかった。州のレベルでは、少数言語の保護を目的とした立法が試みられたが、国の法律上の根拠がないとして、中央政府の異議申立て、又は憲法裁判所の判決により、退けられてきた。

しかし、1992年には、フリウリ・ヴェネツィア・ジュリア州行政裁判所が、少数言語の保護は、国の法律上の根拠がなくとも、直接憲法の規定に基づき、州法等でも実施することができ、そのことは、憲法第6条が少数言語を「法律（legge）」ではなく、「適切な規範（norma）」によって保護すると述べていることから、根拠づけることができるという、画期的な判決を下した⁽⁴⁾。そして、1999年に、50年以上のブランクを経て、1999年法が制定され、少数言語の保護は、アルバニア系、カタルーニャ系、ドイツ系、ギリシャ系、スロヴェニア系、クロアチア系の言語、フランス語、フランス-プロヴァンス語、フリウリ語、ラディン語、オック語、サルデーニャ語にまで拡大された。

このように、1999年法は、「一語」と「一系の言語」と表記を分けているが、この表記は、イタリア語の属するロマンス語系統の言語と、それ以外の言語とを区別するためである。前者

(3) Carmela Perta, “Can language politics ensure languages survival? Evidence from Italy”, *Language and Linguistics Compass*, Volume 2 Issue 6, 2008. 11, pp.1216-1217.

(4) Daniele Bonamore, *Lingue minoritarie, lingue nazionali, lingue ufficiali nella legge 482/1999*, Milano: Francoangeli, 2004, p.29.

がフランス語、フランス-プロヴァンス語というように「一語」と表記され、後者がアルバニア系、カタルーニャ系の言語というように「一系の言語」と表記されている⁽⁵⁾。

2 保護対象領域

1999年法によれば、少数言語の規定が適用される領域は、①コムーネ（イタリアの基礎自治体）の選挙人名簿に登録されている市民及びコムーネの住民の15パーセント以上の要求、②コムーネ議会の議員の3分の1の要求、又は③少数言語の話者が居住するコムーネにおける住民投票による要求に基づき、県議会が定める（1999年法第3条）。

3 保護の措置

(1) 教育・研究活動

保護対象領域における幼稚園、小学校、前期中等教育学校の教育活動において、少数言語の使用が認められる（同法第4条）。

公教育大臣は、少数言語及び少数言語の話者の文化的伝統の研究を促進し、そのために年間20億リラ⁽⁶⁾の資金が充てられる（同法第5条）。また、関係する州の大学は、少数言語及び少数言語の話者の文化の研究課程を創設するなど、少数言語の保護のための学術研究活動、文化教育活動を実施する（同法第6条）。

(2) 公的機関における少数言語の使用

保護対象領域であるコムーネの議会においては、所属議員は、その少数言語を使用することが認められる。少数言語が話されているコムーネの合計の人口が15パーセント以上の山岳共同体、県、州については、その議会において、所

属議員は、少数言語を使用することが認められる。ただし、他の議員がその言語を理解できないと宣言した場合には、イタリア語への迅速な翻訳が保障される（同法第7条）。

保護対象領域であるコムーネにおいては、行政の部署において、口頭及び文書における少数言語の使用が認められる。治安裁判所における手続においても、少数言語の使用が認められる（同法第9条）。

(3) 地名・人名

保護対象領域であるコムーネにおいては、コムーネ議会は、公式な地名に加えて、伝統及び地域の習慣に適合した地名の採用を決議することができる（同法第10条）。

少数言語の使用者で、1999年法の施行以前に、改姓・改名されたものは、元の姓名を復元する権利を有する（同法第11条）。

(4) その他

通信省とイタリア放送協会（RAI：Radio-televisione Italiana）⁽⁷⁾との間の協約及びそれに基づくサービス契約において、当該協会の所属地域における少数言語の保護のための条件が確保される（同法第12条）。

州及び県は、少数言語及び少数言語の使用者の文化的伝統の保護を目的とする機関を創設することができる（同法第16条）。

III 1999年法をめぐる論点

このように、1999年法は、少数言語の保護の範囲を拡大する画期的な法律であったが、いくつか問題点も指摘されている⁽⁸⁾。

(5) *ibid.*, pp.23-24.

(6) 約1億1000万円。

(7) イタリアの国営放送局。

(8) Perta, *op.cit.* (3), pp.1219-1220.

第一に、1999年法は、すべての言語的少数派を対象としているわけではないという点である。例えば、集中した居住地域を有しない言語的少数派であるロマと近年になって新たに移住してきた東欧、中国、アフリカ、南アメリカ出身者の言語は、保護対象とされていない。

第二に、保護対象領域の自己決定に関するものである。すなわち、1999年法は、II 2で述べたように、保護対象領域の決定を県議会に委ねている。そのため、実際の言語の分布状況と保護対象領域とのずれが生じる可能性がある。具体的には、カンポマリノー、キエウーティ（モリーゼ州）といった地域では、アルバニア系の言語が現在ではほとんど話されなくなったにもかかわらず、「伝統」を回復するために、県議会はこれらの地域を保護対象領域として認定した。

第三に、1999年法は、少数言語を一律に扱っており、それぞれの言語集団の事情を考慮していないという点である。例えば、アルバニア系の言語を話す地域の住民であっても、過去及び現在のアルバニアから距離を置き、自らがイタリア人として認識されることを欲している場合もあれば、フランス-プロヴァンス語の方言で

あるファエト語を話す住民のように、国際的に認知度の高いフランス語との親近性からファエト語を誇りにしている場合もある。前者の場合には、保護措置を講じることは、かえって迷惑となり、後者の場合には、標準的なフランス-プロヴァンス語ではないため、標準的なフランス-プロヴァンス語が教育機関や行政機関等で使用できることになっても、自らのアイデンティティーの保護にはつながらないという問題がある。

おわりに

国家的アイデンティティーの保持という観点から、中央政府が少数言語を承認するということは避けられる傾向にあった。しかし、先に見られるような欧州における少数言語保護の趨勢に従い、イタリアも近年になりようやく少数言語の保護のための立法を実現させた。前記のような問題点を抱えているとはいうものの、少数言語を正面から承認した1999年法の成立は画期的なことと言えよう。

(やまおか のりお)

イタリア共和国憲法（抄）

Costituzione della Repubblica italiana

政治議会課憲法室 山岡 規雄訳
調査及び立法考査局イタリア法研究会*訳

第6条

共和国は、適切な規範により、言語的少数派を保護する。

（やまおか のりお）

* 嶋田 真智恵、寺倉 憲一、萩原 愛一、山岡 規雄（イタリア法研究会）

1999年12月15日の法律第482号「歴史的言語的少数派の保護に関する規範」

Legge 15 Dicembre 1999, n. 482: Norme in materia di tutela delle minoranze
linguistiche storiche

政治議会課憲法室 山岡 規雄訳
調査及び立法考査局イタリア法研究会*訳

第1条

1. 共和国の公用語は、イタリア語である。
2. 共和国は、イタリア語の言語的及び文化的遺産を活用するとともに、この法律により保護される諸言語及び諸文化の活用も推進する。

第2条

1. 共和国は、憲法第6条の規定を実施するため、欧州及び国際諸機関により定められた一般的原則に従い、アルバニア系、カタルーニャ系、ドイツ系、ギリシャ系、スロヴェニア系及びクロアチア系の民族の言語及び文化並びにフランス語、フランス-プロヴァンス語、フリウリ語、ラディン語、オック語及びサルデーニャ語の話者の言語及び文化を保護する。

第3条

1. この法律に定める歴史的言語的少数派の保護の規定が適用される領域及びコムーネ内の区域の範囲は、関係するコムーネの意見を聞いて、当該コムーネの選挙人名簿に登録されている市民及び当該コムーネの住民の15パーセント以上又は当該コムーネ議員の三分の一以上の要求に基づき、県議会が定める。
2. 第1項に規定する2つの要件のいずれも満たしていない場合であっても、コムーネの領域において、第2条の言語的少数派が存在し

ているときには、手続は、権限を有する主体が管理する住民投票により、かつ、各々の憲章及びコムーネの規則に定める方式によって、住民が賛成の意思表示をした時に開始する。

3. 第2条に規定する言語的少数派は、異なった県又は州に分散している場合には、調整及び提案のための機関を設けることができ、関係する地方公共団体は、当該機関を承認する権限を有する。

第4条

1. 第3条に規定するコムーネの幼稚園における言語教育においては、イタリア語の使用のほかに、教育的活動の実施のために、少数言語を使用することができる。小学校及び前期中等教育学校においては、教授の手段として、少数言語を使用することができる。
2. 小学校及び前期中等教育学校は、この法律の第3条第1項の規定に基づき、1997年3月15日の法律第59号⁽¹⁾第21条第8項及び第9項に規定する組織及び教育の自治権を行使するに当たり、少数言語の学習を保障する目的で、全国的に定められる総授業時間数の範囲内において、労働協約に定められる教員の全ての職務を尊重し、生徒の親の要求にも基づいて、地域共同体の言語及び文化的伝統を教授する活動の実施の方式を決定し、その時間及び方法を定め、生徒の評価基準及び資格を

* 嶋田 真智恵、寺倉 憲一、萩原 愛一、山岡 規雄（イタリア法研究会）

(1) 行政改革及び行政の簡素化に関する法律。行政機関の権限を教育機関に移行し、教育機関の自治を強化した。

有する教員の採用の方式を定める。

3. 第2項に規定する学校は、1997年3月15日の法律第59号第21条第10項の規定に基づき、個別に、又は連合した形態でも、成人のために教育を拡大して提供することができる。1997年の法律第59号第21条第10項に規定する研究、実験及び開発の自治権の行使において、学校は、連合した形態でも、この法律の第2条及び第3条の規定に基づく言語的少数派の話者の言語及び文化的伝統の研究分野における発案を採用し、これらの研究分野に充てられる教員の養成及び研修の活動を実施する。この目的で、学校は、1997年の法律第59号第21条第12項の規定に基づき協約を締結することができる。
4. 第2項及び第3項に定める発案は、1997年3月15日の法律第59号第21条第5項により定められた優先性のうちこの法律に規定する優先性を考慮し、利用可能な人的資源、協約により支出可能な追加資金及び1997年3月15日の法律第59号第21条第5項の規定に基づき付与された財政経費を活用し、これらの学校によって実施される。1997年の法律第59号第21条第5項に規定する資金の配分においては、この項に規定する追加資金の支出における優先性に配慮する。
5. 入学前登録の際に、父母は、自らの子どものために少数言語の教育を利用しようとする場合には、関係する学校に通知する。

第5条

1. 公教育大臣は、その命令により、第4条に定める措置を実施するための一般的な基準を示し、この法律の第2条及び第3条の規定に基づき認められた言語的少数派の話者の言語及び文化的伝統の研究分野において、国及び

地方の計画を推進し、実施する。計画の実施のために1999年以後年間20億リラの支出が認められる。

2. 第1項に規定する命令の案は、両院の所管常任委員会の意見を聴取するために議会に送られ、その常任委員会は、60日以内に意見を表明することができる。

第6条

1. 1990年11月19日の法律第341号⁽²⁾第6条及び第8条の規定に基づき、関係する州の大学は、その自治及び通常予算に拠出された額の範囲内で、第2条に規定する言語課程・言語文化課程の創設を含む、この法律の目的を支える学術研究及び文化教育活動を支援するための諸活動を引き受ける。

第7条

1. 第3条に規定するコムーネにおいて、コムーネ議会の議員及び他の行政の合議制機関の構成員は、当該議会及び合議制機関の活動において、保護対象言語を使用することができる。
2. 第1項の規定は、その領域において保護対象言語が承認されているコムーネで、全体として関係する住民の15パーセント以上を構成するものを含む山岳共同体、県及び州の議員にも適用される。
3. 第1項及び第2項に規定する合議制機関の一又は二以上の構成員が保護対象言語を理解できないと宣言した場合には、イタリア語への迅速な翻訳が保障されなければならない。
4. 公用の文書が2つの言語で作成された場合には、イタリア語による文書及び議決のみが法的効力を有する。

(2) 大学制度改革に関する法律。

第8条

1. 第3条に規定するコムーネにおいて、コムーネ議会は、保護対象言語による、国、州、地方公共団体及び非領域的な公法人の公文書の発行のために使用可能な他の資金が不足している場合には、当該コムーネの予算から発行の費用を支出することができるが、イタリア語による原文の文書の排他的な法的効力は、影響を受けない。

第9条

1. 第7条の場合を除き、第3条に規定するコムーネにおいては、行政の部署において、保護対象言語を口頭及び文書において使用することができる。軍隊及び国の警察については、この限りではない。
2. 第1項に規定する権限を実効的なものとするために、行政機関は、他の法人との協議をも通じて、保護対象言語を使用することにより、公衆の要求に対応することができるよう人員の配置を保障する措置を講じる。この目的のために、内閣総理大臣府州務局の下に、1999年より、98億リラの年度予算を充てられた言語的少数派保護のための国民基金が設立される。この資金は、関係する行政機関の意見を聞いて、この金額を上限として、内閣総理大臣令により年度ごとに配分される。
3. 治安裁判所の手続において、保護対象言語を使用することができる。ただし、刑事訴訟法第109条の規定⁽³⁾の適用を妨げない。

第10条

1. 第3条に規定するコムーネにおいては、公式の地名に加えて、コムーネ議会は、伝統及び地域の習慣に適合した地名の採用を決議す

ることができる。

第11条

1. 第2条及び第3条の規定に基づく言語的少数派に属する市民又は同じく第3条に規定するコムーネの住民であって、この法律の施行日の前にその姓若しくは名を変更されたもの又はかつて少数言語で洗礼名を付けることを妨げられたものは、適正な証拠書類に基づき、それらを本来の形に復元させる権利を有する。姓の復元は、本人の成年に達しない子孫又は成年に達している子孫であって姓の復元に同意をしたものに対しても効力を有する。
2. 第1項の場合において、復元の請求は、復元しようとする名又は姓を指示し、請求者が居住するコムーネの長に対して提出するものとし、コムーネの長は、職権により、出生証明書抄本を付して、それを知事に送付するための措置を講じる。知事は、第1項に規定する要件を満たしている場合には、名又は姓を復元する命令を発する。同じ家族の成員に対して、知事は、単一の命令で措置を講じることができる。請求が却下された場合には、通知から30日以内に、当該措置について、司法大臣に対して、不服を申し立てることができる。司法大臣は、内閣の意見を聴取して決定する。不服申立ての手続は、費用を免除され、申立てから90日以内に終結しなければならない。
3. 関係するコムーネの戸籍役場は、本条の規定により、復元記載の措置を講じる。他のすべての記録簿、名簿及び登録簿は、コムーネ及び他の関係当局により、職権により、訂正される。

(3) 刑事訴訟法第109条第1項では、刑事手続では、イタリア語を使用するという原則が規定され、第2項では、少数言語での尋問、審理が認められている。

第12条

1. 通信省とラジオ・テレビ公共サービス事業者協会⁽⁴⁾の間の協約及びそれに基づくサービス契約において、所属地域における言語的少数派の保護のための条件が確保される。
2. 関係する州は、ラジオ・テレビ公共サービス事業者協会による州のラジオ及びテレビの番組編成の範囲内で、保護対象言語による報道又は番組のために、当該事業者協会と協約を締結することができる。同一の目的のために、州は、地方ラジオ放送局と協定を締結することができる。
3. ラジオ・テレビサービスの一般的指導及び監督のための議会の委員会による指導の権限を除き、マスコミュニケーション・システムの領域における言語的少数派の保護は、1997年7月31日の法律第249号⁽⁵⁾に規定する通信規制庁の権限に属する。

第13条

1. 普通州は、現行の州法が言語的少数派にとってより有利な条件を定めている場合を除き、その権限の及ぶ事項について、自州の法律を、この法律の定める原則に合致させるものとする。

第14条

1. 第2条に規定する言語集団の存在する州及び県並びに当該県内のコムーネは、予算の範囲内で、客観的な基準に基づき、保護対象言語の一を使用する出版社、新聞社及び民間のラジオ・テレビの放送局のための措置のほか、言語的少数派の保護を目的とし、その地域で広く知られ定着した非営利団体のための措置を決定することができる。

第15条

1. この法律に基づく責務の遂行のために地方公共団体の負担する費用は、第5条第1項及び第9条第2項に規定するもののほか、1999年から毎年総額87億リラを上限として、国の予算から支出する。
2. 第1項の規定に基づき必要となる費用の見積額は、同項に規定する財源の関係地方公共団体の間での事前の配分に応じて、地方公共団体の予算に計上するものとし、その配分は、内閣総理大臣令により行う。
3. 第2項の配分額の割当ては、当該費用についての措置の理由を示して、額の妥当性を証明する報告書で、所管の地方公共団体から提出された適正なものに基づいて行う。

第16条

1. 州及び県は、その予算の範囲内で、この法律の対象となる住民の言語及び文化的伝統の保護を目的とする機関の創設のための措置を講ずることができる。又は、既存の地方の文化機関における独立した部署の設立を支援する。

第17条

1. この法律の実施に関する法令は、この法律の施行後6月以内に、関係する州の意見を聞いて制定する。

第18条

1. 特別州においては、この法律の規定で言語的少数派にとって、より有利なものの適用は、各州の憲章の実施規則に従うものとする。特別州並びにトレント及びボルツァーノ特別自治県における既存の保護規定は、有効とする。

(4) イタリア放送協会 (RAI) のこと。

(5) 通信規制庁の設置及びラジオ・テレビ制度に関する法律。

2. 第1項に規定する実施規則が施行されるまでは、保護規定を定めていない特別州においては、この法律の規定が適用される。

第19条

1. 共和国は、関係する共同体の市民が原初からの社会・文化的及び言語的同一性を維持し発展させてきた場合には、所定の協定において必要に応じて定められた方法及び手続により、諸外国との相互主義の条件を追求しつつ、外国において普及している第2条の言語及び文化の発展を促進する。
2. 外務省は、外国の領域内に存在するイタリア語共同体にとって有利な条件を保障し、外国におけるイタリア語及びイタリア文化を普及させる目的で、諸外国と適切な合意を結ぶことを推進する。共和国は、欧州連合の諸計画の領域においても、国境を越え、地域を越えた協力を支援する。

3. 政府は、本条に定める任務の実施状況に関する報告書を毎年議会に提出する。

第20条

1. 1999年以降、205億リラと見積もられるこの法律の実施に伴う財政負担には、1998－2000年の3か年予算のために、国庫・予算・経済計画省所管1998年予算の経常部分の基本的項目である「特別基金」において計上された額の中から、それに対応する分として、内閣総理大臣府に係る積立金の185億リラ及び公教育省に係る積立金の20億リラを、一部利用する目的で減額することにより対処する。
2. 国庫・予算・経済計画省は、その命令により、予算の必要に応じた変更を行う権限を有する。

(やまおか のりお)

2001年5月2日の共和国大統領令第345号「歴史的言語的少数派の保護に関する規範について定める1999年12月15日の法律第482号の実施に関する命令」

Decreto del Presidente della Repubblica 2 maggio 2001, n. 345 ; Regolamento di attuazione della legge 15 dicembre 1999, n. 482, recante norme di tutela delle minoranze linguistiche storiche

政治議会課憲法室 山岡 規雄訳
調査及び立法考査局イタリア法研究会*訳

共和国大統領は、

以下の命令を制定する。

憲法第6条及び第87条第5項にかんがみ、

第1条 適用範囲

1988年8月23日の法律第400号第17条第1項にかんがみ、

1. この命令は、1999年12月15日の法律第482号（以下「法」という。）第17条の規定に基づき制定される。

「歴史的言語的少数派の保護に関する規範」について定める1999年12月15日の法律第482号にかんがみ、

2. この命令は、「フリウリーヴェネツィア・ジュリア州におけるスロヴェニア系言語的少数派の保護のための規範」について定める2001年2月23日の法律第38号⁽¹⁾第1条第2項の規定に従い適用される同法の規定に配慮して、スロヴェニア系言語的少数派の法律の実施についてもまた規律する。

1999年12月15日の法律第482号第17条が実施のための法令の制定を定めていることを考慮し、

3. 法に定める各歴史的言語的少数派を保護する規定が適用される領域及びコムネ内の区域の範囲は、言語的少数派が歴史的に定着し、保護対象言語を言語的少数派の構成員が表現手段として使用する領域と同一の範囲とする。

関係する州の意見を徴し、

2001年1月15日の会議において法令諮問局から提出された国務院の意見を聞いて、

4. 法第3条第1項に規定する者から提出された請求の受理から90日以内に、県議会は、コムネの意見を聞いて、理由を付した文書とともに領域の範囲について意見を述べなければならない。法第3条第2項に規定するコムネの住民による住民投票の結果、保護の規定を適用する領域について賛成の意思表示が

2001年4月11日の会議で採択された閣議決定にかんがみ、

内務大臣、国庫・予算・経済計画大臣、公教育大臣及び行政改革担当大臣と協議の上、内閣総理大臣及び州務大臣の提案に基づき、

* 嶋田 真智恵、寺倉 憲一、萩原 愛一、山岡 規雄（イタリア法研究会）

(1) フリウリーヴェネツィア・ジュリア州のスロヴェニア系言語的少数派のために特別に定められた法律。固有の姓名の復元、行政機関・地方議会におけるスロヴェニア語の使用といった1999年法でも定める事項のほか、スロヴェニア語の使用も参加する専門委員会の設置なども定めている。

なされた旨の報告があった場合も同様とする。

5. 法律の施行日の前に、国又は州が法律により法第2条の保護対象言語のみに関する領域を画定した場合において、コムーネ又はその一部が関与しているときは、言語的少数派が存在するものと推定する。
6. 領域の画定又はその画定の変更の措置の決定から15日以内に、県議会議長は、内閣総理大臣府州務局及び内務省境界地域・民族的少数派問題中央事務局並びに通信省、通信規制庁、ラジオ・テレビ公共サービス事業者協会及び関係する州に、その決定を通知する。
7. 法第2条の言語的少数派は、法第3条第3項に規定する場合には、調整及び提案を行う組織の設立から15日以内に、本条第4項に規定する行政機関に対し、認可のために、その設立について通知する。調整及び提案を行う組織で既に言語的少数派により設立されているものについては、この命令の施行後3月以内に、通知するものとする。

第2条 幼稚園、小学校及び前期中等教育学校における少数言語の使用

1. 法第4条に規定する教育機関における、保護対象言語の学習を保障するために、公教育省は、各学年度の開始に先立って、法第4条に規定する措置の実施のための一般的な基準を示す。
2. 法第4条に規定する教育機関は、1997年3月15日の法律第59号第21条第5項、第7項、第8項、第9項、第10項及び第12項並びに1999年3月8日の共和国大統領令第275号⁽²⁾に規定する自治の範囲内で、第1項の基準について、場合により関係する州の大学の協力を得て、法第3条第1項の措置を講ずる県議

会による通知から最大3年以内の期間、法第4条の教育課程の活動に、実験期間を設けることができる。

3. 既に実験的な方法を含めて保護対象言語を使用している教育機関については、第2項の実験期間は、設けられない。

第3条 大学及び学校における少数言語のための活動

1. 公教育省及び大学・科学技術研究省は、法律の目的に沿った研究活動、教育、職業研修及び生涯教育を促進する。公教育省及び大学・科学技術研究省は、各省間の調整により、関係する州の大学及び教育機関の教育の自治に配慮しつつ、年度ごとに、関係する教育計画を決定する。その教育計画の範囲内で、大学及び教育機関は、教員、通訳者及び翻訳者のための特別な教育課程を設置し、大学は、法第2条の言語的少数派の言語及び文化の大学講座を開設する。

第4条 コムーネ、山岳共同体、県及び州の議会の議員による少数言語の使用

1. 保護の規定が適用される地方自治体の憲章及び条例並びに州議会の内部規則は、選挙された機関の構成員が少数言語で発言する手続及び方式を定める。
2. 法第7条第3項に規定する場合には、イタリア語への迅速な翻訳を保障するために、地方自治体又は州は、資格を有する通訳者の出席を保障する。
3. 議決機関は、所定の議決により、法第7条第2項にいう要件が満たされていることを確認しなければならない。

第5条 保護対象言語での国の公文書の発行

(2) 1997年3月15日の法律第59号第21条に規定する教育機関の自治に関する規定。

1. 法第3条の規定により定められた領域に存在するコムーネは、国、州及び地方自治体並びに非領域的な法人の公文書を保護対象言語により発行するために、資格を有する翻訳者を活用する。

第6条 行政の部署における口頭又は文書による保護対象言語の使用

1. 法第9条の規定を実施するため、法第3条に規定するコムーネの行政の部署は、保護対象言語を使用する市民のために、一以上の窓口を設け、等しい表記上の取扱いにより、イタリア語によるほかに保護対象言語によって作成された公衆のための表示も用意することができる。
2. 関係する行政の部署は、協力して、相互間で一貫した実施計画の範囲内で、法第16条に規定する機関の意見を聞いて、第8条第1項の規定による明確な基準の範囲内で、言語の保護に関連した同一の必要に応じた財政的及び組織的措置の調整の適切性を評価する。
3. 第1項に規定する行政の部署は、法第9条第2項に規定する目的のために、公的な研究及び専門機関、学校、大学その他の制度上の主体又は地域において3年間以上活動している非営利団体との間に、法律に規定する要件を備えた水準の人材の発見及び養成を目的とした協約を締結すること、又は、同じ目的のために相互間で協同組織を作ることができる。
4. 法的効果を有する文書は、イタリア語によるもののみが効力を有する。法第9条の規定を実施するため、保護に関する規定が適用される領域を有する地方公共団体は、それぞれの部署における保護対象言語の文書又は口頭

による使用を規律する。法律に規定された文書のすべての公表の方式は、イタリア語で実施されるが、あわせて保護対象言語で実施することを妨げない。

第7条 本来の名を復元する権利の承認

1. 法第11条の手続において、請求、措置、関係する写し、文書及び書類の作成は、すべての料金を免除する。名又は姓の復元命令の写しは、県知事から居住地のコムーネの長に送付され、当該コムーネの長は、関係する事務所及び部署に通知し、また、2000年11月3日の共和国大統領令第396号⁽³⁾第94条第1項の規定による注記の措置を講じるために戸籍役場に通知するが、注記の措置は、成年に達している子孫については、同意をしたものに行う。当該同意は、請求に添付された身分証明書の写しを添付した明白な表明によって行われる。

第8条 資金供与手続

1. 内閣総理大臣令により、3年ごとに、各3年期の前年の12月31日までに、この命令の第12条に規定する諮問委員会及び1997年8月28日の立法命令第281号⁽⁴⁾第8条に規定する統合協議会の意見を聞いて、法第9条及び第15条に定める資金の付与及び配分の基準を決定する。
2. 国の行政機関及び全国的な非経済公法人は、毎年必ず4月30日の期限までに、内閣総理大臣府州務局に対して、需要の数値化を行った上で、法第9条に定める任務に関する措置についての詳細計画を送付する。
3. 地方公共団体、商工会議所及び地域保健事業体は、第4項に規定する州に対して、毎年

(3) 身分制度の簡素化に関する命令。

(4) 国、州並びにトレント及びボルツァーノ特別自治県間の関係整備のための常設会議の権限の確定及び拡充に関する規定。

- 必ず4月30日の期限までに、需要の数値化を行った上で、法に定める任務に関する措置についての詳細計画を送付する。
4. 資金供与の要望に関する調査のために、内閣総理大臣府州務局は、地域的に関係する州との間で、第3項に規定する者により作成された計画に関する特別な合意文書を締結する。当該文書で、当該州によって資金の割当てが行われるよう定めることができる。
 5. 第4項に規定する州は、それぞれ、毎年必ず6月30日の期限までに、内閣総理大臣府に対して、合意文書に定める方式に従い、第3項に規定する計画を、当該計画とこの件に関しより有利な場合もある州の法令との適合性及び調和に特別な注意を払い、州の意見を添付して、送付する。州は、州の措置に関する計画を作成するときは、当該計画との整合性の確保を図らなければならない。
 6. 毎年10月31日までに、内閣総理大臣令により、法第9条及び第15条に規定された額の配分を行う。
 7. 毎年12月31日までに、内閣総理大臣府は、この条で定める方式に従い、算定された額の資金を前項までに規定する者に移転するものとする。
 8. 州は、第3項の規定による措置の計画を送付した者に対し、60日以内に、所管する資金を移転するものとする。
 9. 第4項に規定する合意文書について、一以上の州が同意しない場合には、内閣総理大臣府州務局は、直接に、計画の審査に関する任務を遂行するとともに、第3項に規定する者であって、同項の規定する期限内に内閣総理大臣府に対して当該計画を送付したものに対し、関連する資金の割当てを行うものとする。

る。

10. 法第15条第3項に規定する報告書には、実現を図る措置の理由、前年に実施した措置及び達成された成果について説明する文書が添付されなければならない。

第9条 地名

1. 法第10条の規定を適用する場合には、関連する地方自治体の憲章及び規則に反しないものとする。
2. 地域を表示する標識に保護対象言語を併記する場合において、道路法典の規定を適用するときは、二言語の表記は、等しく取り扱われるものとする。

第10条 通訳者及び翻訳者

1. 通訳者及び翻訳者の職務については、経済的処遇の観点に留意しつつ、現行の法律及び契約の規定が適用される。

第11条 ラジオ・テレビ公共サービス事業者協会とのサービス契約

1. 法第12条における通信省とラジオ・テレビ公共サービス事業者協会との間の協約及びそれに基づくサービス契約は、少数派の保護に係る活動を責務とする当該協会の支局の所在地を、各少数派の所属する地域を優先して決定するとともに、地域言語及び少数言語に関する欧州憲章第11条第1項a)号の規定⁽⁵⁾に掲げる措置のいずれかを各少数派言語のために実施することを通じ、保護の最低限の内容を明らかにする。
2. 現在効力を有する協約及びサービス契約は、この命令の施行に当たり、第1項の規定に適合させるものとする。

(5) 少数言語によるラジオ局又はテレビのチャンネルを創設し、又は創設の促進をすること又は少数言語による番組を放送事業者が提供できるよう条件を整えることを定めている。

第12条 専門的諮問委員会

1. 州務担当大臣は、少なくとも年に2回、法律の適用のため、2000年3月17日の命令により設立された所定の専門的諮問委員会に対する諮問を行う。

第13条 経過規定

1. この命令の適用の当初においては、第8条第2項及び第3項に規定する期限は、この規則の施行の日から3月後とする。同条第5項、第6項及び第7項に規定する期限は、この命令の施行の日から、それぞれ4月、5月

及び7月後とする。

2. この命令は、「フリウリ-ヴェネツィア・ジュリア州におけるスロヴェニア系言語的少数派の保護のための規範」について定める2001年2月23日の法律第38号の全部が施行されるまでは、スロヴェニア系言語的少数派に対して適用する。
3. この命令は、施行の日から1年以内に見直しを行うものとする。

(やまおか のりお)